

新潟県条例第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条 <u>新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の立会いの下において別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u></p> <p>別記</p> <p>様式1（病院局企業職員、企業局企業職員、教育公務員及び警察職員を除く。）<u>（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>様式2（病院局企業職員及び企業局企業職員）<u>（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>様式3（教育公務員）<u>（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>様式4（警察職員）<u>（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">階級（又は身分）氏 名</p>	<p>（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条 <u>あらたに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の立会のもとにおいて別記様式による宣誓書に署名押印してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u></p> <p>別記</p> <p>様式1（病院局企業職員、企業局企業職員、教育公務員及び警察職員を除く。）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>様式2（病院局企業職員及び企業局企業職員）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>様式3（教育公務員）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>様式4（警察職員）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">階級（又は身分）氏 名 ㊟</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。